

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、以下の証券投資信託につきまして、次の通り投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

### 2. 投資信託約款の変更の理由

「アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）」（以下、「ファンド」といいます。）は2005年10月27日の設定以来、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っております。しかしながら、これまで長期にわたり運用成績は振るわない状態が継続しております。そのため、運用改善を目的にファンドの運用体制および信託期間について、以下の通り変更を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

現在、ファンドはSBIGANM（セイブ・アンド・インベストメント・マネジメント）を委託会社とし、投資対象ファンドを通じて、実質的な運用はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社が行っておりますが、今後の運用成果の向上を目指し、運用はSBIGANMに一元化する予定です。

また、これまで無期限としていた信託期間につきましては、2036年10月10日までの有期限とする予定です。これは、運用体制の刷新とともに、より明確な目標期間を設けることで、運用成果の最大化を目指すためのものです。期間の設定により、実績の管理を含め、より計画的な運用かつ柔軟な運用体制の構築が可能となり、受益者の皆様にとっても運用の透明性が高まるものと考えております。

### 3. 投資信託約款の変更の内容

#### ① 運用の基本方針の見直し

#### ② 上記①により投資対象を変更し、それに伴うファンドの名称の変更

ファンドの主要投資対象を「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」および「日本マネー・マザーファンド」から「アジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド」に変更を行う予定です。

ファンドの名称を「アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）」から「アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）」に変更を行う予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの投資形態がファンド・オブ・ファンズからファミリーファンドに変更となります。

#### ③ 信託報酬率の変更

ファンドの実質的な信託報酬を年率1.76%（税抜1.60%）程度から年率1.595%（税抜1.45%）に引下げる予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの主要投資対象「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」

の運用先に係る信託報酬がなくなりファンドの運用は委託会社のみに変更となります。ファンドの信託報酬は年率 1.155%（税抜 1.05%）から年率 1.595%（税抜 1.45%）に変更予定です。

④ 取得申込・換金申込不可日の変更

「翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」を不可日から外して、「香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」のみとします。

⑤ 信託期間の変更

ファンドの信託期間の終了日を「無期限」から「2036 年 10 月 10 日」に変更を行う予定です。

⑥ 適用する信託法の変更

「旧法（信託法（大正 11 年法律第 62 号））」から「新法（信託法（平成 18 年法律第 108 号））」に変更を行う予定です。

投資信託約款新旧対照表

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<u>アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）</u>	<u>アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）</u>
運用の基本方針  投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。	運用の基本方針  約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。
1. 基本方針 (略)	1. 基本方針 (略)
2. 運用方法 (1) 投資対象  <u>アジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</u>	2. 運用方法 (1) 投資対象  <u>投資信託証券を主要投資対象とします。</u>
(2) 投資態度  <u>① マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式（これに準ずるものと含みます。）に投資します。なお、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式の値動</u>	(2) 投資態度  <u>① 主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</u>

<p><u>きに連動する有価証券を組入れることがあります。</u></p> <p>② 運用にあたっては、日本を除くアジア・オセアニア地域を対象とする主要な株価指数への採用状況や、流動性リスク、信用リスク等を勘案のうえ、予想配当利回りが相対的に高位の銘柄に投資します。</p> <p>③ ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄を概ね等比率にて投資を行います。ただし、投資信託財産の規模、保有銘柄の流動性、組入銘柄の株価変動等の要因により等比率とならない場合があります。</p> <p>④ 組入銘柄の見直しと組入比率の調整（リバランス）は、原則として1ヶ月毎に行います。</p> <p>⑤ マザーファンドの受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。</p> <p>⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資</p>	<p>② アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）</li> <li>・日本マネー・マザーファンド</li> </ul> <p>③ 投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>④ イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 株式への直接投資は行いません。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
--	--

<p><u>信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>③ 外貨建資産への直接投資は行いません。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>3. 収益分配方針 (略)</p> <p>① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 繰越分を含めた<u>経費控除後の配当等収益</u>には、<u>マザーファンド</u>の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 (略)</p> <p>② この信託は、<u>信託法</u>（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。</p>	<p>3. 収益分配方針 (略)</p> <p>① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 繰越分を含めた配当等収益には、<u>日本マネー・マザーファンド</u>の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 (略)</p> <p>② この信託は、<u>投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法</u>（大正11年法律第62号）の適用を受けます。</p>
<p>(信託事務の委託) 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の<u>委託</u>として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この</p>	<p>(信託事務の委託) 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の<u>委任</u>として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この</p>

<p>ます。以下この条において同じ。) を含みます。) と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>② (略)</p>	<p>条において同じ。) を含みます。) と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>② (略)</p>
<p>(信託金の限度額)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>前項</u>の限度額を変更することができます。</p>	<p>(信託金の限度額)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>② <u>追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。</u></p> <p>③ 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>第 1 項</u>の限度額を変更することができます。</p>
<p>(信託期間)</p> <p>第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から <u>2036 年 10 月 10 日</u>まで、または第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項および第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項および第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項および第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。</p>
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。</p>	<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項定める公募により行われます。</p>
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律</u> (以下、「<u>社振法</u>」といいます。) に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません</u>。ただし、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>が施行された場合には、<u>受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p>
<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産 <u>(受入担保金代用有価証券を除きます。)</u> を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下、「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除しました。</p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下、「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p>

<p>た金額をいいます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第12条 受託者は、<u>第3条</u>の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p>	<p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p>
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者の指定する販売会社は、香港の取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p>
<p>② (略)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかか</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費</p>

<p>る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>取引所</u>（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受け付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。</p>	<p>税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。</u></p>
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 有価証券</li> <li>ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第19条の4、第19条の5および第19条の6に定めるものに限ります。）</li> <li>ハ. 金銭債権</li> <li>二. 約束手形</li> </ul> </li> <li>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</li> </ol>	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 有価証券</li> <li>＜新設＞</li> </ul> </li> <li>ロ. 金銭債権</li> <li>ハ. 約束手形</li> <li>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</li> </ol>

イ. 為替手形	イ. 為替手形
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 17 条 委託者は、信託金を、主として SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株券または新株引受権証書</li> <li>2. 国債証券</li> <li>3. 地方債証券</li> <li>4. 特別の法律により法人の発行する債券</li> <li>5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</li> <li>6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）</li> <li>7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）</li> <li>8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）</li> <li>9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）</li> <li>10. コマーシャル・ペーパー</li> <li>11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含</li> </ol>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 17 条 委託者は、信託金を、主として国内の証券投資信託であるイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権および SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本マニー・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等</li> <li>2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの</li> <li>3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）</li> <li>4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</li> </ol> <p>なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。</p>

みます。以下同じ。) および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および

第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、および第 14 号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ (略)

<削除>

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<新設>

<新設>

③ (略)

④ 第 1 項に規定する「短期社債等」とは、イ.社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、ロ.保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、ハ.資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、二.商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、ホ.信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、ヘ.農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債、ト.一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。

<新設>

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除

きます。) の時価総額 (マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。) が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの(上場投資信託証券等といいます。)の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

<新設>

#### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条の 3 から第 19 条の 6 まで、第 19 条の 9、第 19 条の 11、第 24 条から第 26 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条の 3 から第 19 条の 6 まで、第 19 条の 9、第 19 条の 11、第 24 条から第 26 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図を行うことができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条の 2 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権

② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③ 前項の取扱いは、第 24 条、第 25 条および第 26 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

<新設>

<新設>

<p><u>証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</u></p>	
<p><u>(信用取引の指図範囲)</u></p> <p><u>第 19 条の 3 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</u></p> <p><u>② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券</u></li> <li><u>2. 株式分割により取得する株券</u></li> <li><u>3. 有償増資により取得する株券</u></li> <li><u>4. 売出しにより取得する株券</u></li> <li><u>5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予</u></li> </ol>	<p>&lt;新設&gt;</p>

<p><u>約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の新株予約権の行使により取得可能な株券</u></p> <p><u>6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券</u></p>	
<p><u>(先物取引等の運用指図)</u></p> <p><u>第 19 条の 4 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）</u></p> <p><u>② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p><u>第 19 条の 5 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利、または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>② <u>スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</u></p> <p>③ <u>スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</u></p> <p>④ <u>前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p> <p>⑤ <u>スワップ取引の評価は、当該取引契約</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>
---	-------------------

<p><u>の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p>⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>	
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 19 条の 6 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p>	<新設>
<p>② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p>	
<p>③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p>	
<p>④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属す</p>	

るとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)が、保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額(マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資

<p><u>信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属るとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p> <p><u>(7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等とともに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p><u>(8) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</u></p>	
<p><u>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</u></p> <p><u>第19条の7 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p>	<新設>
<p><u>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)</u></p> <p><u>第19条の8 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</u></p>	<新設>
<p><u>(外国為替予約取引の指図)</u></p> <p><u>第19条の9 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p><u>(2) 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属す</u></p>	<新設>

<p><u>るとみなした額を含みます。) の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</u></p> <p><u>③ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p> <p><u>④ 第 2 項の限度額を超えることとなつた場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</u></p>	
<p><u>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)</u></p> <p><u>第 19 条の 10 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</u></p> <p><u>② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</u></p>	<新設>
<p><u>(有価証券の貸付の指図および範囲)</u></p> <p><u>第 19 条の 11 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。</u></p> <p><u>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</u></p> <p><u>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</u></p> <p><u>② 前項各号に定める限度額を超えることとなつた場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一</u></p>	<新設>

<p><u>部の解約を指図するものとします。</u></p> <p>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</p>	
<p>(信託業務の委託等)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。</p> <p>1. ~4. (略)</p>	<p>(信託業務の委託等)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適當と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。</p> <p>1. ~4. (略)</p>
<p>(混蔵寄託)</p> <p>第 22 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>譲渡性預金証書</u>またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。</p>	<p>(混蔵寄託)</p> <p>第 22 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。</p>
<p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する<u>マザーファンドの受益証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。</p>	<p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する<u>投資信託証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。</p>
<p>(再投資の指図)</p> <p>第 25 条 委託者は、前条の規定による<u>マザーファンドの受益証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、有価証券等にかかる利子等、<u>株式の配当金</u>およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>(再投資の指図)</p> <p>第 25 条 委託者は、前条の規定による<u>投資信託証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p>(資金の借入れ)</p>	<p>(資金の借入れ)</p>

<p>第 26 条 (略)</p> <p>②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。</p>	<p>第 26 条 (略)</p> <p>②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、<u>資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。</u></p>
<p>③～④ (略)</p> <p>(受託者による資金の立替え)</p> <p>第 28 条 <u>投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</u></p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、有価証券等にかかる利子等、<u>株式の配当金</u>およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。</p>	<p>③～④ (略)</p> <p>(受託者による資金の立替え)</p> <p>第 28 条 &lt;新設&gt;</p> <p>投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。</p>
<p>(信託の計算期間)</p> <p>第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとします。なお、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から<u>2005年12月12日</u>まで、第 2 計算期間は、<u>2005年12月13日</u>から<u>2006年1月10日</u>までとします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の計算期間)</p> <p>第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から<u>平成17年12月12日</u>まで、第 2 計算期間は、<u>平成17年12月13日</u>から<u>平成18年1月10日</u>までとします。</p> <p>② (略)</p>

<p>(投資信託財産に関する報告等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。</p> <p>④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</p>	<p>(投資信託財産に関する報告)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
<p>(信託事務の諸費用および監査に要する費用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>②前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>所定の率</u>を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。</p>	<p>(信託事務の諸費用および監査に要する費用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>②前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>一定率</u>を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。</p>
<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年<u>10,000分の145</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年<u>10,000分の105</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>(収益の分配方式)</p> <p>第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。</p> <p>1. <u>配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料</u>およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と<u>マザーファンド</u>の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託</p>	<p>(収益の分配方式)</p> <p>第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。</p> <p>1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と<u>日本マザーファンド</u>（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に</p>

<p>財産に属するとみなした額（以下、「<u>みなし配当等収益</u>」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その<u>残額</u>を受益者に分配することができます。なお、次期以降の<u>分配</u>にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. (略) ②～③ (略)</p>	<p>属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「<u>みなし配当等収益</u>」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その<u>残金</u>を受益者に分配することができます。なお、次期以降の<u>分配金</u>にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. (略) ②～③ (略)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第34条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、および第35条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（<u>第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額</u>をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>② (略)</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第34条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、および第35条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>② (略)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第35条 (略) ②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、<u>第37条第1項の受益者の請求</u>を受けた日から起算して、原則として6営業日目から、<u>当該受益者</u>に支払います。</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第35条 (略) ②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。<u>ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払い開始日が遅延する場合があります。</u></p>

<p>⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。</p> <p>⑥ (略)</p>
<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第36条 受益者が、収益分配金については<u>第35条第1項</u>に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、<u>第35条第3項</u>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第36条 受益者が、収益分配金については<u>前条第1項</u>に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、<u>前条第3項</u>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>
<p>(投資信託契約の一部解約)</p> <p>第37条 受益者は、<u>別に定める日</u>を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>対し</u>、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の<u>請求日</u>の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を<u>中止すること</u>や、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。</p>	<p>(投資信託契約の一部解約)</p> <p>第37条 受益者は、<u>香港の取引所または銀行の休業日</u>に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の<u>請求の受付日</u>の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、<u>投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し</u>、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を<u>中止すること</u>、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の</p>

<p>受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>	<p>受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>
<p>(投資信託契約の解約)</p> <p>第39条 委託者は、信託期間中において、この<u>信託</u>を終了させることができると認めると、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p>	<p>(投資信託契約の解約)</p> <p>第39条 委託者は、信託期間中において、この<u>投資信託契約</u>を終了させることができると認めると、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p>
<p>② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p>	<p>② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる国内の証券投資信託がその信託を終了することとなる場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p>
<p>③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p>	<p>③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
<p>④ 第2項の書面決議は議決権行使す</p>	<p>④ 前項の公告および書面には、受益者で</p>

<p>することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p>異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。</p> <p>⑥ 委託者は、この投資信託契約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合にも適用しません。</p>
<p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p>	<p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間ににおいて存続します。</p>
<p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著</p>	<p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事</p>

<p>しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</p>	<p>由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>(投資信託約款の変更等)</p> <p>第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p>	<p>(投資信託約款の変更)</p> <p>第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p>
<p>② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p>	<p>② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
<p>③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該</p>	<p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記し</p>

<p><u>受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)</u>  <u>は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</u></p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p>	<p><u>ます。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</u></p> <p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
<p>⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。</p> <p>(反対受益者の受益権買取請求の不適用)</p> <p>第45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行</p>	<p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第45条 第39条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第39条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>

<p>う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</p>	
<p>(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)  <u>第45条の2</u> この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.他の受益者の氏名または名称および住所</li> <li>2.他の受益者が有する受益権の内容</li> </ol>	<新設>
<p>(信託期間の延長)  <u>第46条の3</u> 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p>	<新設>
<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 第19条の6に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p> <p>② 第19条の6に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係</p>	<p>(付則)</p> <p><u>第1条</u> 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の種類)から第20条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p> <p><u>第2条</u> 第13条第1項および第37条第1項の規定は、平成24年1月9日から適用します。</p> <p>② 運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度②および④ならびに第17条第1項に規定する「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」は、平成24年2月14日から適用し、「PCAアジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」から名称が変更となります。</p>

る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)  
を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2005年10月27日

委託者 東京都中央区京橋二丁目2番1号  
SBI岡三アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成17年10月27日

委託者 東京都中央区京橋二丁目2番1号  
SBI岡三アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

付表

1.別に定める日

約款第13条第1項、第37条第1項および同条第6項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・ 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日

<新設>

なお、「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。  
(2026年3月24日現在)

#### 4. 投資信託約款変更適用日

2026年3月24日（予定）

#### 5. 諸手続きについて

この投資信託約款の変更に異議のある受益者の方は、2026年1月14日から2026年2月24日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、2026年1月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り2026年3月24日にファンドの投資信託約款の変更を行います。

この場合、異議申立てされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社が受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額）で、当社を通じて、2026年3月4日から2026年3月23日までの間に、ファンドの受託会社に対し、当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2026年1月9日

東京都中央区京橋二丁目2番1号  
SBI岡三アセットマネジメント株式会社